

公務・公共サービス、教育の拡充を求める署名

新型コロナウイルス感染拡大、頻発する自然災害、蔓延する長時間労働、安定雇用・均等待遇への対策、子どもたちに寄り添い一人ひとりの声を傾けてほしいとの保護者からの声が増加するなど、行政や教育現場に対するニーズは高まっています。

しかし、それらに応える行政や学校現場は、「地域の保健所や医療機関が足りない」「先生が足りない」などと、人手不足が深刻な状況にあり、その体制の脆弱性が指摘されています。その原因は、この間の公務員の総人件費抑制方針のもとでの人員削減、行政・教育機関の縮小にあります。

一方で、脆弱になった職場体制を補完し、増加するニーズに対応するため、臨時・非常勤職員が多く採用されています。その数は約70万人にのぼり、安定した行政運営に不可欠な存在となっていますが、臨時・非常勤職員の処遇は劣悪で雇用も不安定（短期）であることから「官製ワーキングプア」と批判されています。

いま求められているのは、このような人手不足解消や臨時・非常勤職員の雇用を安定させ、国民・住民のいのちや暮らしをまもることです。

労働者・国民が安心して働き暮らせる社会を実現するとともに、良質で安定した公務・公共サービスを提供するためにも、今夏において以下の要求を実現するよう求めます。

私たちの要求

1. 感染症拡大防止をはじめ国民の安全・安心の確保に資する国民・住民本位の行財政・司法、教育体制を確立すること。
2. 公務員の総人件費抑制方針をあらため、要員確保や処遇改善に必要な予算を確保すること。
3. 災害や感染症対応をはじめとする公務・公共サービスの拡充や、長時間過密労働を是正するため、増員すること。そのため、総定員法を廃止し、定員合理化計画は中止・撤回すること。
4. 臨時・非常勤職員の雇用の安定をはかること。当面、労働契約法の解雇権濫用法理や無期転換制度と同様の制度を整備すること。委託労働者など公務関連労働者の雇用を守り、処遇を改善すること。
5. 65歳への定年年齢引き上げにむけて、定員措置をはじめ、安心して働ける仕事や環境を整備すること。また、定年延長等にかかわって、能力・実績主義強化、給与制度の改悪は行わないこと。
6. 年金制度についてはさらなる改悪を行わず、拡充すること。
7. 希望者全員のフルタイム再任用の実現にむけて、必要な定員を確保すること。

氏名	住所

※お預かりした個人情報は、政府への要請以外に使用しません

新型コロナウイルス対策でも明らか 人員増は待ったなし

■ 保健所数はピーク時の5.5割、職員数は8割に

新型コロナウイルスが猛威を振るっています。第一線で感染者の治療や感染拡大防止に取り組まれている皆さんに敬意を表します。

その第一線の一つ、保健所の数と職員数が大幅に減らされています。1990年には全国に852箇所あった保健所が2020年には469箇所（▲45%）にまで減らされています。特に大都市圏での減少が激しく、政令指定都市では12市122箇所から20市26箇所へ、特別区は53箇所から23箇所へそれぞれ減らされ、職員数も1989年をピークに2割弱減らされています。この保健所の統廃合と人員削減が、今回の感染拡大を防ぎきれなかった要因の一つだと指摘されています。

このような状態は、どこの職場でも起きているのではないのでしょうか。1994年から25年間で自治体の一般行政部門職員は22.4%削減され、特に2005年から6年間の集中改革プランでは、強制的に削減目標を自治体に立てさせ、その達成を財政的に強要していました。このつけが近年の自然災害や感染症で、住民の被害を拡大させています。

■ 全国どこでも、どんな仕事でも1日8時間働けば終わる職場に

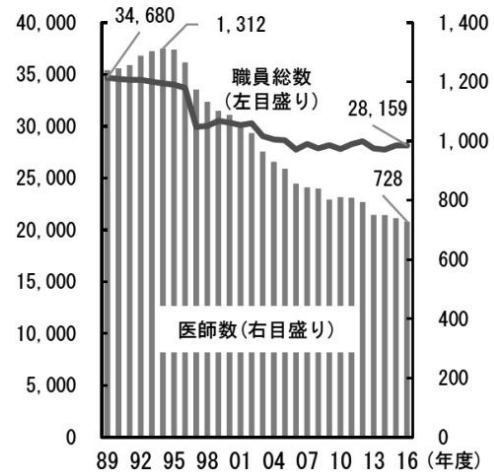
労働者の最低基準である労働基準法は1日8時間、週40時間以上働かせてはならないと定めています。これが労働時間の大原則です。

最初から時間外勤務をしなければ仕事ができないような人員体制はあってはならないことです。皆さんも一緒に、『増やそう自治体・公務公共労働者、人員増は正規職員で』の運動を進めていきましょう

また、不払い残業は決して許されないこと、犯罪（労基法37条違反）です。奈良県葛城市と同市の阿古市長が、庁舎の当直勤務をしていた嘱託職員に深夜労働をさせたにも関わらず、割増賃金の支払いを行っておらず、葛城労働基準監督署の是正勧告にも従わなかったことから、2020年1月16日に労働基準法違反の疑いで奈良地検に書類送検され、2月に起訴猶予処分となっています。

人員増で長時間労働や過労死、そして不払い残業のない職場をつくりましょう。

保健所の職員体制の推移(人)



国立社会保障・人口問題研究所
「社会保障統計年報データベース」から作成